

2022年3月18日

各 位

会 社 名 株式会社ウッドフレンズ 代表者名 代表取締役社長 林 知秀 (コード 8886 JASDAQ・名証第二部) 問合せ先 執行役員 コンプライアンス室長 伊藤 嘉浩 (電話 052-249-3504)

当社元従業員による不正行為を含めた諸係争案件に関するお知らせ

この度、当社は、当社元従業員との間で争っていた解雇無効確認訴訟について 2022 年 3 月 11 日に東京地 方裁判所において判決が出されたことを受け、争いの発端となった当該元従業員による不正行為について、 現在判明している内容および今後の当社の対応について、下記のとおりお知らせします。なお、本件につい ては、元従業員個人との労働訴訟であることを鑑み、これまで公表を差し控えておりました。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、株主の皆さまをはじめ、お客さまやお取引関係者の皆さま、ならびに当社に関係する全ての皆さまに多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 不正行為の概要と発覚当時の対応

2020年3月、当社東京支店において、当時支店長であった元従業員がその立場を利用して、2019年7月に締結した工事請負契約において、その見積金額に本来であれば不要である多額の金銭(5,000万円)を上乗せして、紹介料名目で自らの関与が疑われる法人に還流させていたことが、社外関係者(取引先)からの内部通報により判明しました。

当社は本件発覚後に速やかに社内調査を実施し、その結果、懲戒事由となる重大な違背行為があったとして、当該元従業員ならびに不正行為の実行に深く関与していた元従業員の計2名(以下「元従業員」といいます。)を、当社就業規則に基づいて懲戒解雇しました。併せて、当時、東京支店での事業運営の管理監督責任を負っていた役員を含む役職員9名に対して、所定の社内手続きを経て、減給等の懲戒処分を行いました。

その後、2020年6月に元従業員から、当該懲戒解雇を不服とした労働審判の申立を受け、その後訴訟に移行し、これまで東京地方裁判所において争っておりました。

なお、当社は、本件不正行為について捜査当局に告訴しております。

2. 今回の判決について

この度の解雇無効確認訴訟における東京地方裁判所の判決は、「懲戒解雇は有効である」という当社の主張が認められたものでした。

3. 今後の当社の対応

本裁判と並行して、更に社内調査を進めた結果、本件の不正行為と同様の手口で資金を還流させた事案が他に2件あることが判明しております。これら一連の不正行為について、当社は元従業員に対して損害賠償請求を行う予定です。なお、現在判明している金額は上記3件合計で9,750万円であります。

当社としましては、引き続き社内調査等を進めて全容解明を図り、併せて再発防止のための体制整備を進めてまいります。

4. 業績への影響

上記3件については、2020年5月期時点で全額費用計上済みであり、過年度決算の訂正を行う予定はございません。また、当期の連結業績に与える影響も軽微であります。但し、今後調査を進めていく中で、損害賠償請求額が増加する等、重要な影響が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上